

令和4年3月
宜野湾市

「水・みどり・まち」が未来につづく宜野湾を創造する

『水とみどりに抱かれた環境創造庭園都市 ぎのわん』

宜野湾市

みどりの基本計画

概要版

みどりの基本計画とは

みどりの基本計画とは都市緑地法に規定される「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」のことであり、『宜野湾市のみどりのまちづくり全般に関する計画』です。

緑地の保全から公園緑地の整備、公共公益施設及び民有地の緑化の推進まで、都市のみどり全般に対する目標を設定し、それを実現するための方針や施策を示した内容となっており、『市民と民間事業者と行政が一緒になってみどりを守り育て、つくり・つなぎ、活用する上での指針』となるものです。



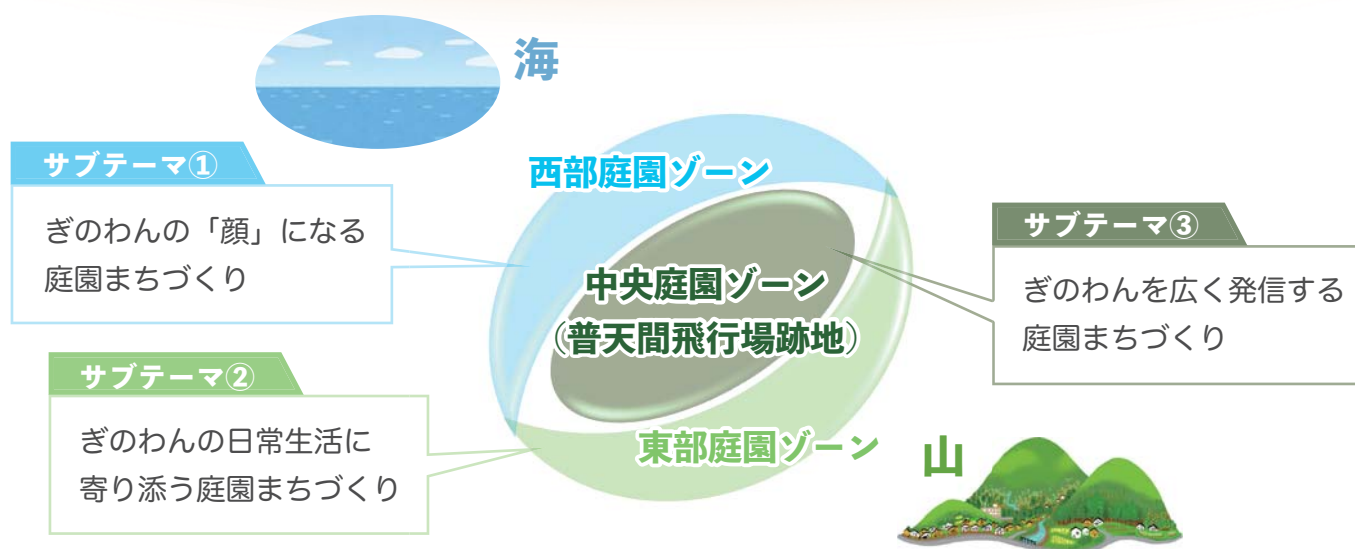
みどりの将来像（基本方針）

計画の基本理念

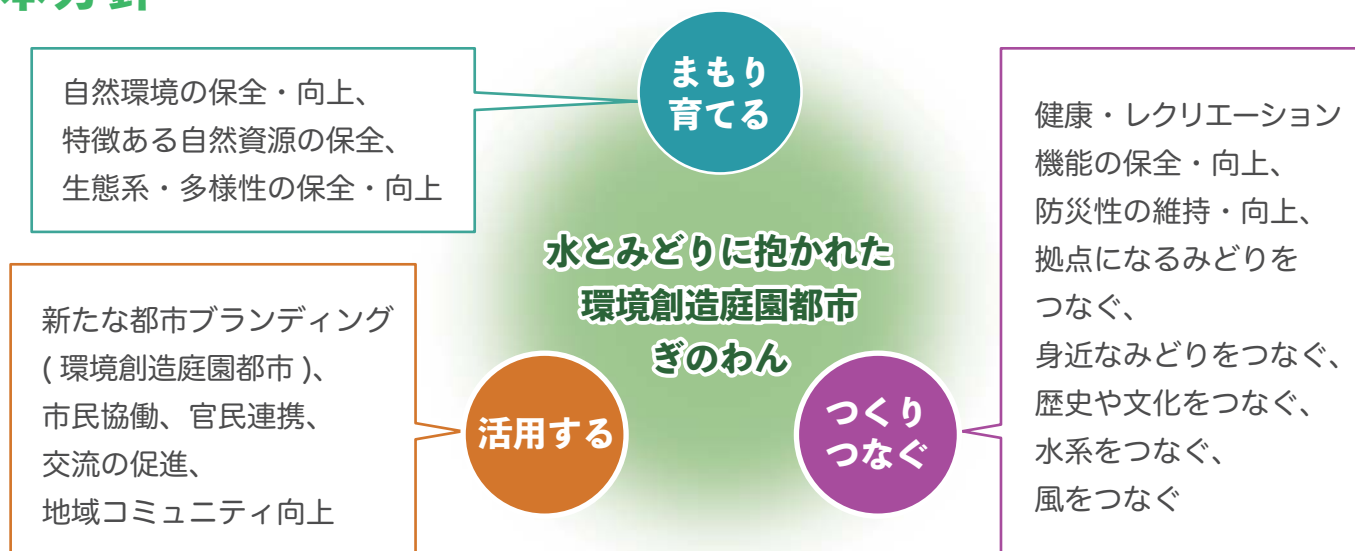
理念1	「みどりの中にまちがある」という発想の計画づくり
理念2	宜野湾の特徴を活かしたみどりの保全・活用を図った計画づくり
理念3	みどりを保全・創出するとともに、持続性・発展性を確保する計画づくり
理念4	防災性とゆとりある空間確保の両立を図った計画づくり
理念5	市民が主役となるみどりのまちの計画づくり

将来テーマ

「水・みどり・まち」が未来につづく宜野湾を創造する
『水とみどりに抱かれた環境創造庭園都市 ゑのわん』



基本方針

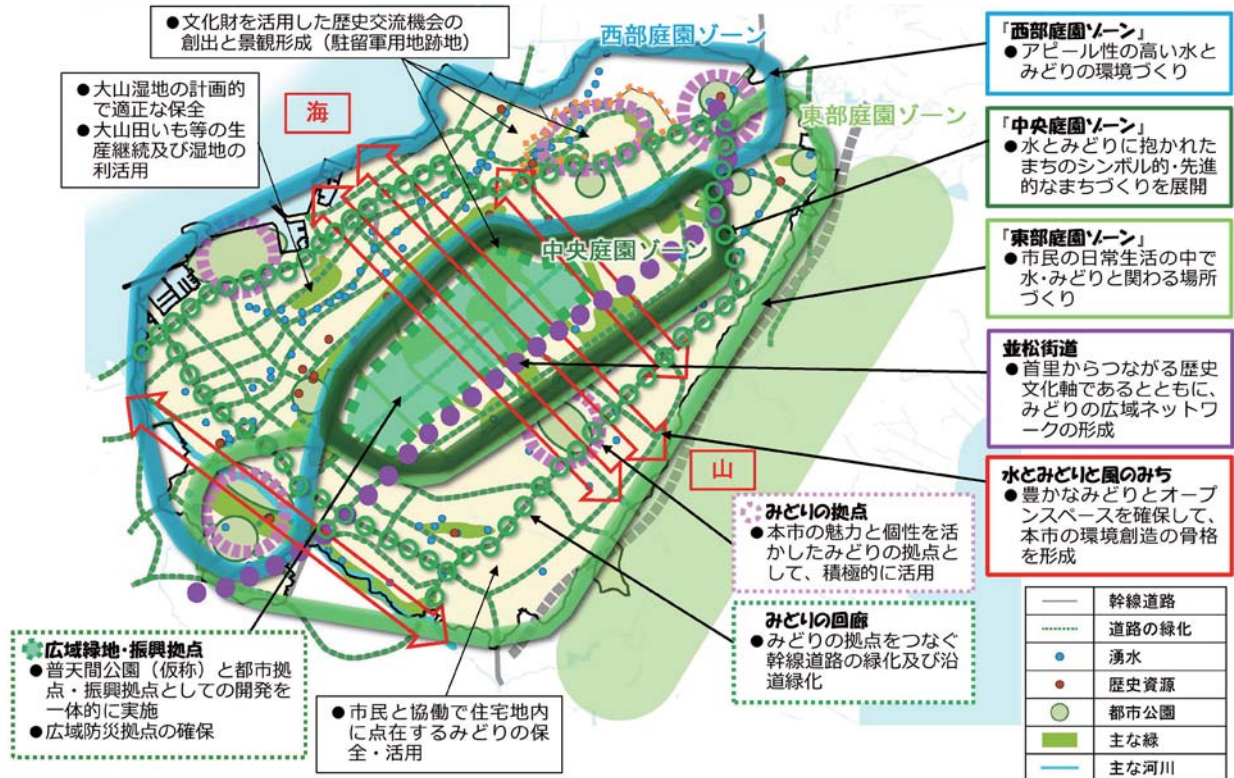


みどりのまちづくりを進める上での本市の基本的考え方となる「計画の基本理念」、「将来テーマ」、「基本方針」「みどりの将来像（長期目標・中期目標）」を示します。

みどりの将来像

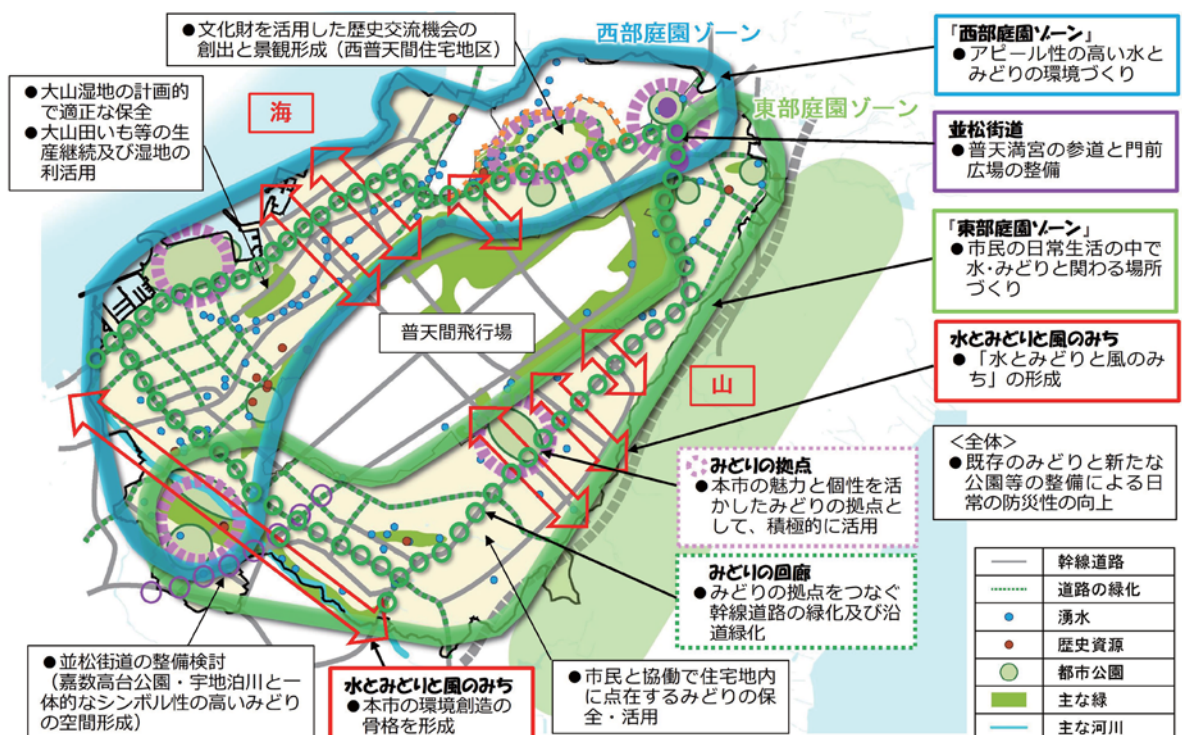
【長期目標（普天間飛行場跡地利用時）】

普天間飛行場跡地の活用により、全国的にモデルとなる環境創造都市の実現



【中期目標（概ね10年後）】

宜野湾の個性と魅力を活かしたみどりのまちづくりを実現



みどりの保全及び緑化推進のための目標

みどりの将来像を踏まえ、基本方針である「みどりを“まもり育てる、つくり・つなぐ、活用する”」ごとに目標と施策を設定します。



基本方針Ⅰ みどりを『まもり育てる』

自然環境の保全・向上、特徴ある自然資源の保全、生態系・多様性の保全・向上

目標 緑被※の確保目標（生物多様性の確保目標）

	基準年 （平成28年度）	中期目標 （概ね10年後）	長期目標 （普天間飛行場跡地利用時）
市街地内の緑被面積	333.0ha	367.8ha	569.7ha
市街地緑被率	24.8%	26.4%	30.0%

※ 樹林地、農地、街路樹、庭木、草地など、みどりで被覆された土地及び水面

施策

(1) 土地利用・地形上の特徴を活かしたみどりの保全	① 斜面緑地等の保全
	② 大山湿地（農地等）の計画的保全
	③ 宇地泊川等の河川周辺のみどりの保全・充実
(2) 生物多様性を考慮した動植物の生息・生育域の適切な保全	① 多様な動植物の生息・生育空間となるみどりの保全・充実とネットワーク
	② 環境負荷の低い都市環境形成
(3) 本市特有の自然資源の保全	① 嘉数高台公園や森川公園周辺等のまとまったみどりの保全
	② 宜野湾市の特徴を活かした植栽の推進

（参考）宜野湾市における生物多様性について



伊佐から大謝名にかけての斜面緑地や宇地泊川沿いなどにおいては、在来種の植物が多く分布し、多様な動植物の生息・生育が可能な環境が形成されています。そのような本市の生物多様性を向上していくには、計画的に動植物の生息・生育環境の保全、創出、再生及びネットワーク化を進めていくことが必要と考えます。

土地本来の樹林の構成種を公共・民有地を含めて植栽していくことで、将来的に周辺の「みどり」にもそれらを広げ豊かな樹

斜面緑地等（上）宇地泊川沿いの「みどり」（下）



林に近づけ、生物多様性を向上していくことができると考えています。



基本方針Ⅱ みどりを『つくり・つなぐ』

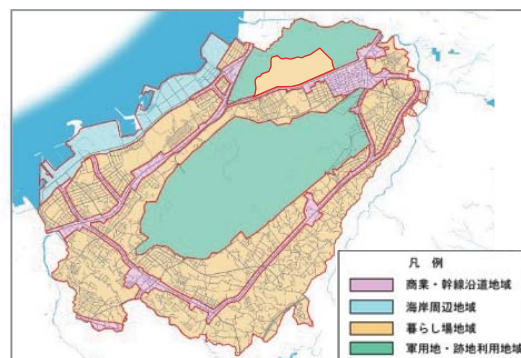
健康・レクリエーション・休養機能の保全・向上、防災性の維持・向上、拠点になるみどりをつなぐ、身近なみどりをつなぐ、歴史や文化をつなぐ、水系をつなぐ、風をつなぐ

目標 都市公園等の確保目標

	基準年 (令和3年度)	中期目標 (概ね10年後)	長期目標 (普天間飛行場跡地利用時)
都市公園等面積	41.1ha	63.0ha	175.2ha 以上
1人当たり都市公園等面積	4.1 m ² / 人	5.9 m ² / 人	16.0 m ² / 人以上

緑化の目標(民間施設)

地域区分 ※1	緑化面積 ※2	樹木本数
商業・幹線沿道地域	敷地面積の5%以上	緑化面積20m ² あたり、中高木となる樹木を1本以上
海岸周辺地域	敷地面積の15%以上	
暮らし場地域	敷地面積の10%以上	
延べ面積1500m ² 超の宿泊施設及び商業施設	上記に5%上乗せ	



※1：地域区分は、宜野湾市景観計画に示す地域

※2：緑化面積の算出方法は、宜野湾市景観計画運用ガイドラインに基づくものとする

施策

(4) 市民・来街者の交流・レクリエーションの場の適切な配置	①市民・来街者等の交流・レクリエーションの場の充実
	②墓園等の確保の検討
(5) 普天間飛行場跡地への広域的な交流・レクリエーション拠点の形成	①跡地振興の拠点となるみどりの配置
	②拝所(御嶽)・湧水、斜面緑地の跡地利用と一体的な保全・活用
	③水とみどりを活かした環境負荷に配慮したまちづくりの実現
(6) 災害時に市民の安全性を確保する避難場所と避難路の適切な配置	①日常の憩いの場、災害時の避難地、避難路の適正確保
(7) 本市の環境創造の骨格となる「水とみどりと風のみち」の形成	①東西を結ぶ環境軸(水とみどりと風のみち)の確保
	②宇地泊川等の河川周辺のみどりの保全・充実
(8) みどりの魅力と豊かさを身近に感じることができる水とみどりのネットワーク	①国道58号バイパス、県道81号線、34号線等の街路樹の適切な維持管理・充実
	②国道330号、県道34号線の緑化・歩行者空間充実の促進
	③コンベンションリゾートエリアの魅力ある緑化推進
	④観光スポットや周遊ルートの魅力ある緑化推進
	⑤市街地でのみどり豊かな緑化推進
(9) 本市の歴史資源を活かしたみどりのネットワーク	①歴史的資源、湧水、拝所等の保全・充実とネットワーク
	②並松街道の再生・歴史資源のネットワーク
	③普天満宮・普天満山神宮寺の門前広場等の充実



基本方針Ⅲ みどりを『活用する』

新たな都市ブランディング（環境創造庭園都市）、
市民協働、官民連携、交流の促進、地域コミュニティ向上

目標 みどりの満足度・公園利用頻度

	基準年 （令和元年度）	中期目標 （概ね 10 年後）	長期目標 （普天間飛行場跡地利用時）
みどり満足度 （満足・やや満足の合計）	23 %	36 %	50 %
公園利用頻度 （週に 1 回以上）	18 %	21 %	24 %

施策

(10) 市民が主役となる みどりのまちづくりの推進	①都市ブランディングの効果的実施
	②SDGs を考慮した総合的な環境教育の推進
	③緑化に関する普及啓発の推進
(11) 官民連携・協働による みどりのまちづくりの推進	①公園マネジメントの充実
	②幹線道路等のみどりの維持管理の充実
	③大山湿地の活用による特産品の振興と新たな観光資源創出

コラム ～宜野湾市のアダプト・プログラム（愛護会）～

宜野湾市には、「アダプト・プログラム」として、公園や街路樹等の植栽の美化活動を行う「愛護会」があり、令和元年度現在 11 団体が活動しています。



さわやかグリーン愛護会
（宇地泊区）



野嵩ポケットパーク愛護会
（野嵩一区）

平成 29 年の第 28 回全国「みどりの愛護」のつどいでは、緑化推進の功績が認められ、「野嵩ポケットパーク愛護会（野嵩一区）」と「さわやかグリーン愛護会（宇地泊区）」が国土交通大臣表彰を受けています。

緑化重点地区

概ね5～10年以内【中期目標】に重点的かつ先導的な緑化の推進を図る地区として緑化重点地区を定めます。

緑化重点地区位置図



『みどりの拠点』形成【西普天間住宅地区】

① 公園等の整備方針

環境保全

- ・現状の植生を保全するとともに、在来種の保全・活用を図る
- ・チューンナーガー、バシガーなどの湧水と周辺の緑地を可能な限り保全

防災機能

- ・現状の傾斜地を極力保全し適切に土砂災害を防止
- ・雨水流出を抑制する機能の検討
- ・適切な避難地の確保
- ・沖縄健康医療拠点と連携した防災機能の検討

レクリエーション

- ・公園・緑地の整備等により、自然環境と歴史資源を感じることが出来る空間確保
- ・幹線道路の歩道・街路樹を利用した水とみどりのネットワークの形成
- ・沖縄健康医療拠点との連携を図り、健康増進を補助する機能の充実

景観機能

- ・海から臨む斜面緑地の景観保全
- ・チューンナーガーなどの歴史的資源の保全・活用

② 宅地の緑化基準

- ・P4の緑化の目標に加え、県道宜野湾北中城線・西普天間線沿道宅地と延べ面積1,500㎡超の宿泊施設および商業施設は間口延長の1/2以上の緑化、その他は1/3以上の緑化

『みどりの回廊』形成【みどりの回廊沿道地区】

① 沿道の緑化方針

- ・街路樹の確保が難しい区間は、重点的・優先的に公共施設及び民有地の緑化を図る

② 街路樹などの整備方針

- ・国道330号及び県道34号線への街路樹の設置を促進
- ・国道330号の普天間交差点～県道35号交差点の区間については、並松街道の再生（松並木遊歩道として整備）を優先的に実施



公園不足地域【上原～長田地区、宜野湾～我如古地区、大謝名地区】

① 街区公園等の適正配置の方針

- ・街区公園（誘致距離250m）を計画的に確保
- ・整備に時間を要する区域においては、民有地のみどりや農地などを活用して街区公園等を補完

② 民有地等のみどりの保全・有効活用の方針

- ・市民緑地認定制度などを活用した住民に身近な公園・緑地等の確保を積極的に促進

市民緑地認定制度等の活用によるメリット

- ☒ 企業が行う社会貢献活動（CSR）に公的な位置づけ
- ☒ 税の優遇措置が受けられる
- ☒ 必要な施設整備費用の一部に対する国の財政支援が受けられる場合がある

計画の実現に向けて

計画を着実に推進していくため、推進体制と進行管理を定めます。

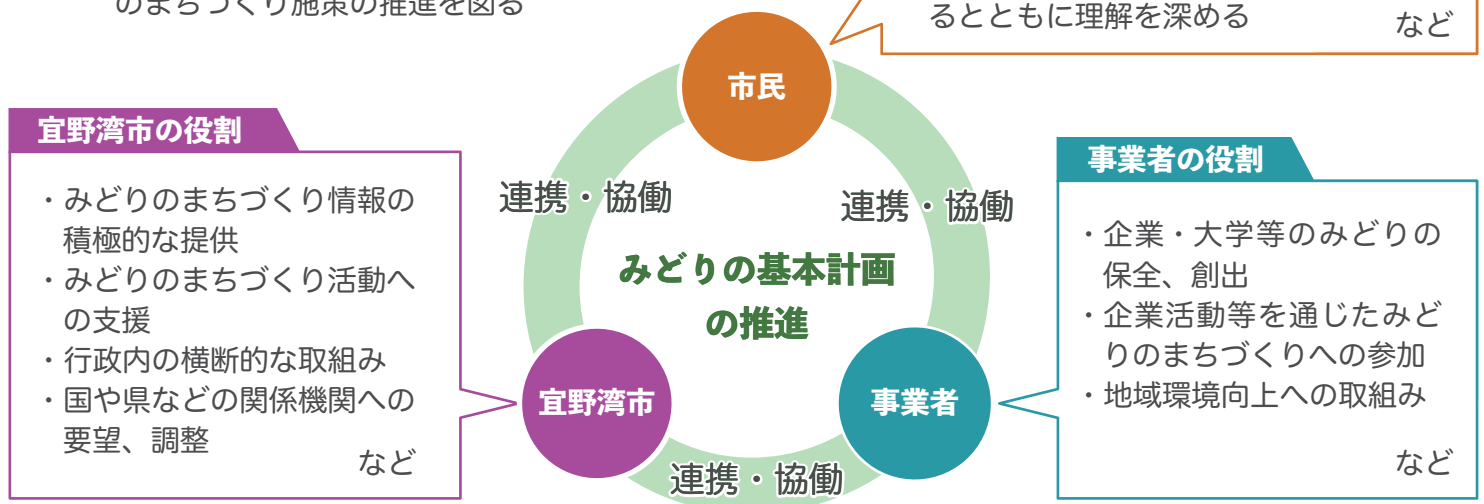
推進体制

(1) 連携・協働によるみどりのまちづくりの推進

- ・適切な役割分担のもとに協力しあう「連携・協働」によるまちづくり
- ・維持・管理段階における市民等の積極的な参加を支援

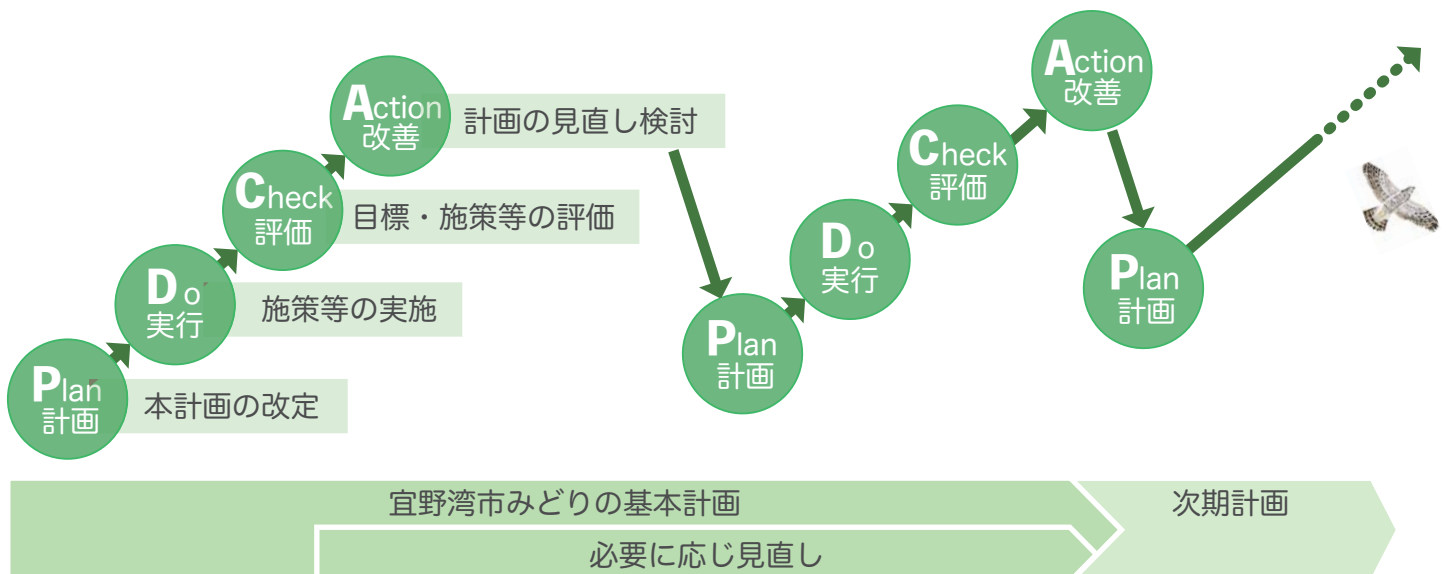
(2) 国、県、周辺市町村との連携・協力

- ・適切な連携・協力を行い、本市のみどりのまちづくり施策の推進を図る



進行管理

計画（Plan）からはじまって、実行（Do）、評価（Check）、改善（Action）という継続的に向上する「PDCA サイクル」による適正な進行管理



【お問合せ先】宜野湾市 建設部 都市計画課 〒901-2710 沖縄県宜野湾市野嵩1丁目1番1号
TEL：098-893-4161 FAX：098-892-4449 Mail：Toshi01@city.ginowan.okinawa.jp